

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 5 月 8 日 ( 金 ) 第 104 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)  
(鹿児島地域振興局取扱い) 2  
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 令和2年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和2年5月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南さつま市笠沙町赤生木字赤生木潟西11373番5, 11373番32
- 2 指定の目的  
潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年5月8日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
西田医院	南さつま市金峰町宮崎4350	令和2年5月1日	育成医療・更生医療
いまむらクリニック	阿久根市塩鶴町二丁目123番地	令和2年5月1日	更生医療

#### 鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和2年5月8日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス事業所てんがらんレオ	いちき串木野市上名5050番地16の2	医療法人親貴会	いちき串木野市東塩田町35番地	海江田正史	令和2年3月31日	放課後等デイサービス

#### 鹿児島地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年5月8日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いいこえん	日置市伊集院町飯牟礼908番地17	オフィスHT合同会社	日置市伊集院町飯牟礼908番地17	濱川 智子	令和2年4月1日	放課後等デイサービス

#### 始良・伊佐地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年5月8日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所はなうた	始良市船津2594番地2	はなうた株式会社	始良市船津2594番地2	木場 武志	令和2年4月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援
企業組合労協センター事業団始良地域福祉事業所児童デイサー	始良市西餅田1256番地	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	田嶋 羊子	令和2年4月1日	放課後等デイサービス

ビスおひさま						
セカンドプレイス	始良市加治木町 木田57番地1	セカンドプレイス株式会社	霧島市国分中央 四丁目12番22号	濱田桂太郎	令和2年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
放課後等デイサービススマイル きらきら	始良郡湧水町木 場字亀沢956番 6	株式会社スマイルライフケア	霧島市溝辺町竹 子603番地19	永吉るり子	令和2年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

## 始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年5月8日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
すてっぷ工房	霧島市国分広瀬 二丁目30番15- 8号	特定非営利活動 法人ひとなる会	霧島市国分福島 三丁目27番6号	伊藤 悦朗	令和2年 3月31日	就労継続 支援B型

## 始良・伊佐地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年5月8日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ライフステージ つばさ	始良市平松字野 中3294番1	株式会社ワーク ステージつばさ	鹿児島市唐湊四 丁目17番2号	松山 俊博	令和2年 3月16日	共同生活 援助
地域生活支援セ ンターオレンジ の里国分事業所	霧島市国分福島 三丁目5番15- 1号	社会福祉法人た ちばな会	霧島市福山町福 山838番地	松下 兼介	令和2年 4月1日	自立生活 援助

## 公 告

## 令和2年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和2年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年5月8日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 試験の日時

## (1) 試験の期日

令和2年8月4日（火）

## (2) 試験の時間

午前10時から正午まで

## 2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町1番8号）

ホテルウェルビューかごしま（鹿児島市与次郎二丁目4番25号）

### 3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

### 4 受験資格

制限はない。

### 5 試験手数料

10,700円

### 6 受験手続

#### (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし，送付の方法により受験願書を提出する者で，鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては，鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

#### (2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

### 7 提出書類等の受付期間

令和2年6月1日（月）から同月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，令和2年6月12日の消印のあるものまで受け付ける。

### 8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県くらし保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，94円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

### 9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和2年9月4日（金）午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2806）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。